第十七条の二第二項（同条第五項、第六項及び第八項において読み替えて準用する場合を含む。）及び第七項、第二十八条第六項並びに第三十条	住所地市町村長	住所地区長を経由して住所地市長
	直接に	附票管理区長
	附票管理市町村長	附票管理市長
第十七条の二第三項（同条第五項、第六項及び第八項において読み替えて準用する場合を含む。）	住所地市町村長	住所地市長
	これ	住所地区長（国外転出者にあっては、附票管理区長）を経由してこれ
第十七条の二第四項、第十八条及び第三十三条第八項	住所地市町村長	住所地市長
［略］	［略］	［略］
第二十八条第一項	住所地市町村長	住所地区長（国外転出者にあっては、附票管理区長。第五項、次条及び第三十三条第五項において同じ。）及び住所地市長（国外転出者にあっては、附票管理市長。第五項、次条及び第三十三条第五項において同じ。）
［略］	［略］	［略］
第三十三条第一項	住所地市町村長に	住所地区長を経由して住所地市長に
	住所地市町村長が	住所地区長が
［略］	［略］	［略］

［同上］	［同上］	［同上］
第二十八条第一項	住所地市町村長	住所地区長（国外転出者にあっては、附票管理区長。次条及び第三十三条第五項において同じ。）及び住所地市長（国外転出者にあっては、附票管理市長。次条及び第三十三条第五項において同じ。）
第二十八条第五項	住所地市町村長	住所地区長を経由して住所地市長
	直接に	附票管理区長
	附票管理市町村長	附票管理市長
［同上］	［同上］	［同上］
第二十九条第二項	住所地市町村長	住所地市長
	対し、	対し、住所地区長を経由して
第三十条	住所地市町村長	住所地区長を経由して住所地市長
	直接に	附票管理区長
	附票管理市町村長	附票管理市長
［同上］	［同上］	［同上］